

大阪府自動車 NOx・PM 総量削減計画[第3次]の進行管理(進捗状況の把握と達成状況の検証)について

1 計画目標及び削減目標量について

平成 27 年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成する。

また、平成 27 年度目標の達成状況の検証を行い、平成 32 年度までに、対策地域全体で大気環境基準を達成する*よう総合的な自動車環境対策を検討し引き続き推進する。

※対策地域全体で大気環境基準達成:

常時監視測定局に加えて、対策地域内のすべての地点で大気環境基準を達成すること。大阪府域の自動車 NOx・PM 法の対策地域は 37 市町が該当。

表 基準年度及び目標年度における自動車からの排出量

区 分	H21年度 (基準年度)	H27年度 (目標)	H32年度 (目標)
NOx排出量 (削減目標量、削減割合)	18, 130t	14, 420t (▲3, 710t、20%)	11, 220t (▲6, 910t、38%)
PM排出量 (削減目標量、削減割合)	910t	720t (▲ 190t、21%)	670t (▲ 240t、26%)

2 計画の進捗状況の把握について

(1) 常時監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の継続的・安定的達成状況の評価【資料3】

(2) 自動車排出窒素酸化物等の排出量の推計【資料4】

- ・ 計画目標を達成するために自動車から排出される窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)の目標量を設定。
- ・ 自動車 NOx・PM 排出量は、①自動車走行量(台キロ)、②平均旅行速度(km/h)、③車種別排出係数(g/台キロ)から算定。

(3) 自動車環境施策の進捗状況について

- ・ 自動車環境施策の実施状況【資料5】
- ・ 対策項目別の NOx・PM 削減量と進捗状況【資料6】

3 達成状況の検証と主要施策の方向性について

- ・ 「平成 32 年度までに、対策地域全体で大気環境基準を達成」に向けて、平成27年度目標の達成状況の検証と、流入車規制、エコカーの普及促進、局地汚染対策などの主要施策の方向性を検討。
- ・ 流入車規制の状況【資料7】